

平成 23 年度
「地域情報化事業導入検討会」
活動成果報告書



2012 年 3 月
地域情報化事業導入検討会

目 次

第1章 検討会の概要	1
1 検討会の目的	1
2 設立の背景	1
3 実施する事業	1
4 体制及び役割分担	1
(1) 実施体制	1
(2) 役割分担	2
第2章 本年度の活動の概要	3
1 本年度の取組み方針	3
2 活動実績	3
3 実施内容	4
(1) 中央省庁等の事業情報の調査	4
(2) 県内フィールド情報の調査	14
(3) 公募事業の採択状況	16
第3章 今後の取組みについて	17
1 本年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について	18
2 来年度の活動に向けた取組み方針について	18
付属資料	19
1 活動経過	19
2 体制図	21
3 地域情報化事業導入検討会規約	22

第1章 検討会の概要

1 検討会の目的

地域が抱える課題の解決につながる情報システムの導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

2 設立の背景

高知県では、平成9年度から産学官が連携を図り、全国に先駆けた情報化への取り組みを実施し、先導的な国等のモデル事業の導入を図ってきた。

しかしながら、その後、他県においても情報化に向けた取り組みが積極的に行われるようになるにつれ、事業の導入が難しくなってきた。また、対象となるシステムの意味合いも、実験的なものから、実際に活用される、ニーズに基づいたシステムの構築が求められるようになってきた。

これらに対応するため、平成18年4月に産学官が連携し、「地域情報化事業導入検討会」（以下、「本検討会」という。）が設立された。

3 実施する事業

本検討会の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 地域におけるニーズ、課題、特徴的な活動団体等に関する情報収集
- (2) 中央省庁等におけるモデル事業等に関する情報収集
- (3) 新しいIT技術に関する情報収集
- (4) モデル事業等の公募要領に基づく企画提案書の検討
- (5) 事業フィールド等、関係者間の調整

4 体制及び役割分担

(1) 実施体制

本検討会の構成メンバーは、高知県から協力依頼をした高知工科大学、公募により決定した会員企業及び高知県情報政策課とする。

本検討会の実施体制のイメージを図1-4-1に示す。

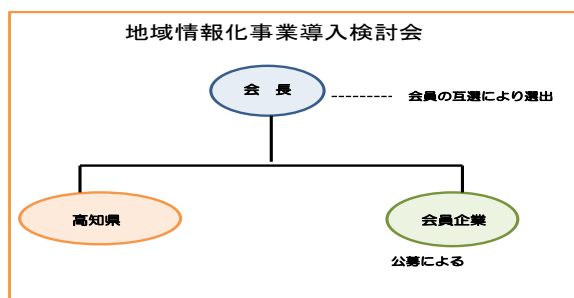


図1-4-1：実施体制イメージ

(2) 役割分担

本検討会での活動を行うにあたり、以下のとおり役割分担を行う。

会長

- ・参考となる IT 技術情報等の活用や取組みに関するアドバイス
- ・企画提案を進める際の会員企業、高知県などからの相談に対するアドバイス

高知県（情報政策課）

- ・地域の情報収集、国等予算の情報収集及び会員企業への提供
- ・関連情報の整理やフィールド調整、国等との調整
- ・その他検討会の運営に関わる事務局業務全般

会員企業

- ・会員企業個々の持つネットワークを活用した事業情報の収集
 - ・各会員の得意分野での企画提案協力
- ただし、提案は会員企業の裁量に任せた随時とする
- 役割分担に合わせた活動イメージを図 1-4-2 に示す

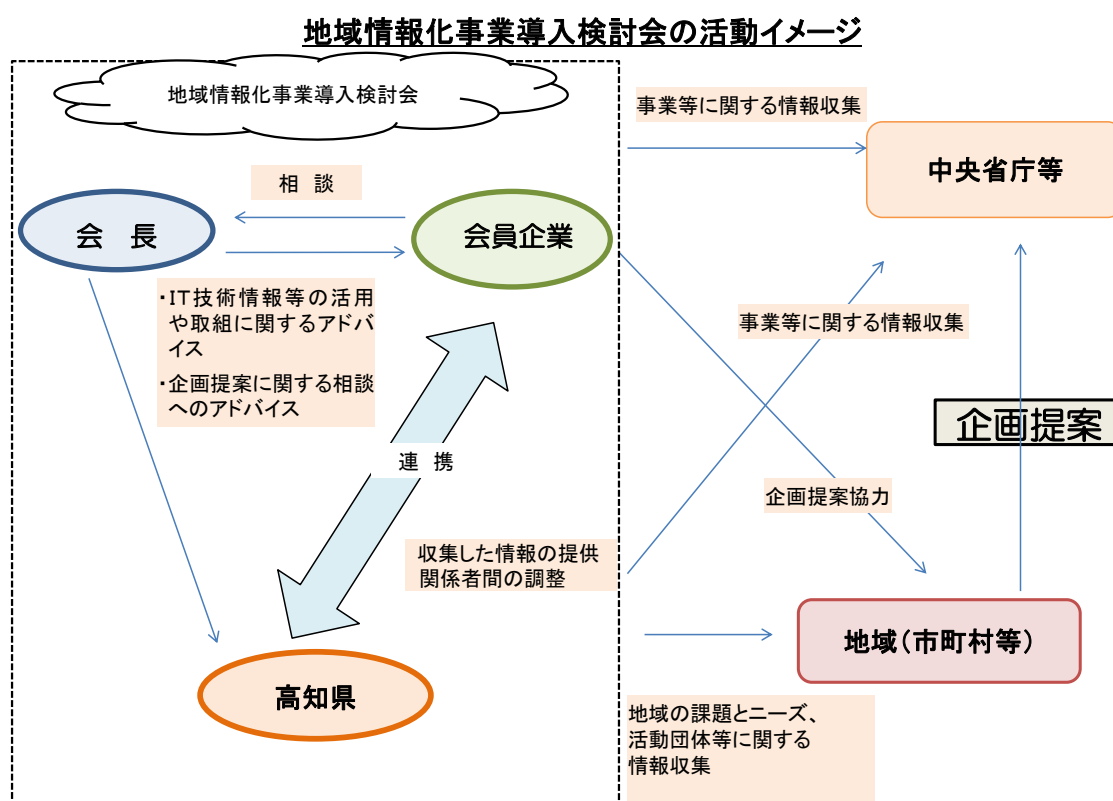


図 1-4-2 : 活動イメージ

第2章 本年度の活動の概要

1 本年度の取組み方針

本検討会の平成23年度の活動は、以下の3点を中心に実施することとした。

- (1) 国等の事業を導入して地域の情報化を推進することにより、地域の活性化や県民生活の利便性向上などを図る。
- (2) 地域のニーズを収集し、国等への事業提案を行うとともに、予算化に向けた支援を行う。
- (3) 平成23年度に高知県が行う集落調査と連携して調査を行い、抽出されたニーズや課題を把握し、それらを解決するために必要なICT利活用策について、国等に提案する。

2 活動実績

- ・平成23年度の活動実績を図2-2-1に示す

活動実績

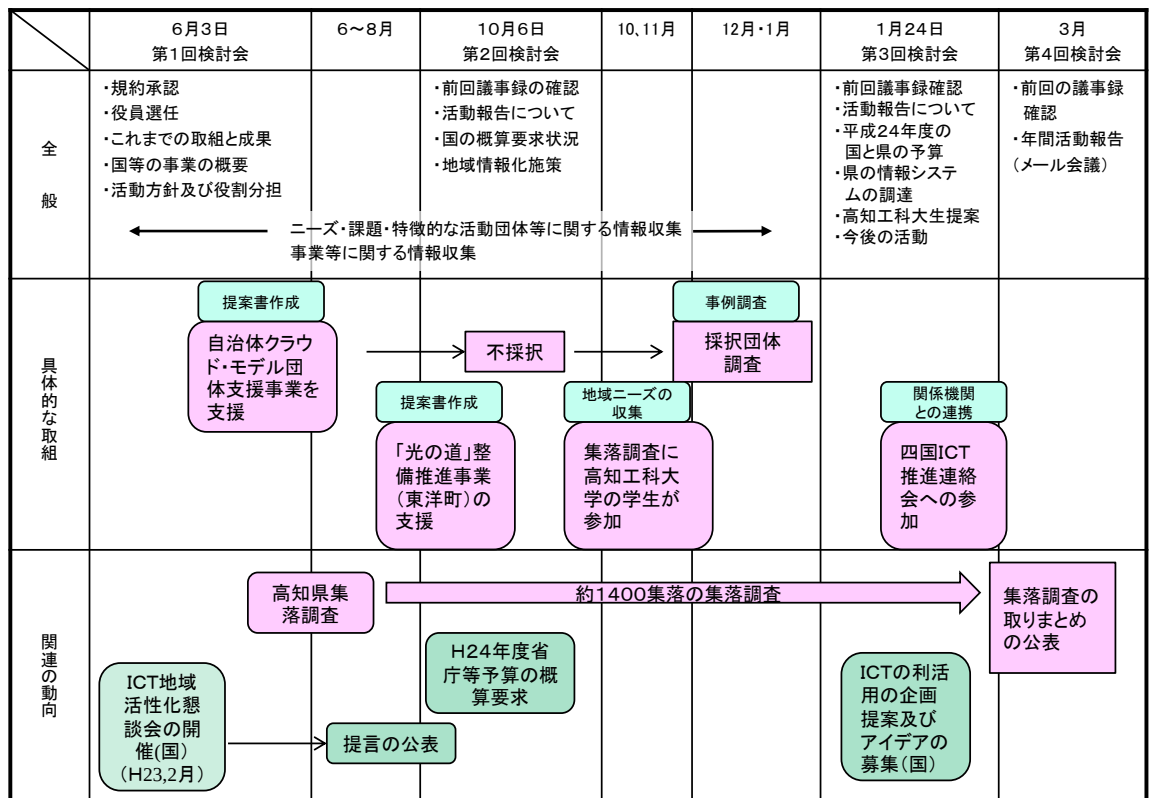


図 2-2-1 : 活動実績

3 実施内容

(1) 中央省庁等の事業情報の調査

本検討会では、各中央省庁等における事業の中から、まず地域活性化に関する国の施策として「ICT 地域活性化懇談会」での検討状況や、本県の抱える課題の解決につながる事業の情報収集を行った。

(ア) 地域活性化に関する国の施策

地域活性化に関する国の動きとしては、「ICT 地域活性化懇談会」が平成 23 年 2 月から開催された。当懇談会は、地域の課題解決に向け、ICT（情報通信技術）による地域活性化の在り方を検討するための懇談会であり、平成 23 年 7 月に、「ICT による地域活性化に向けた方策」についての提言を行った。

この提言の内容は、ICT を積極的に活用することにより、地域を活性化できるという主旨であり、その中で、ICT は、行政・医療・教育・産業等のあらゆる分野において効率性の向上や高付加価値化を実現することにより、地域の活性化を支える重要な手段となり得ると記述されている。

また、ICT は、地域住民が様々な人々と連携し、協働することを可能とするとともに、「人と人との絆」を再生する役割を果たす媒体となるものであるので、ICT を最大限に活用して地域活性化を実現することは、東日本大震災の被災地の復興さらには日本の再生を目指す上で、極めて重要な課題の一つと位置付けられると報告されている。

検討事項	(1) 地域における ICT 利活用推進体制の在り方 (2) 重点分野における利用者本位の ICT 利活用の推進方策
提言の内容	第 1 章—地域が抱える課題 第 2 章—課題解決に向けた ICT 政策の方向性 第 3 章—課題解決のために今後展開すべき具体的施策 第 4 章—東日本大震災の被災地の復興に向けた取組
開催	第 1 回 H23. 2. 10 第 2 回 H23. 4. 28 第 3 回 H23. 5. 31 第 4 回 H23. 6. 30
構成員	金子郁容慶応大学教授を座長とした有識者 17 名

(イ) 総務省の事業

平成23年度予算及び平成24年度当初予算に盛り込まれた施策のうち、本検討会の取組みと合致すると思われる事業について検討を行った。

平成23年度は、東洋町のブロードバンド整備が当該事業に採択された。

事業名	情報通信利用環境整備推進交付金（「光の道」整備推進事業）
事業概要	超高速ブロードバンド未整備地域であって、当該地域に条件不利地域（過疎、辺地、山村、離島等）を含む箇所を整備する地方公共団体に対して、事業費の一部を支援する。 これにより整備されるインフラの利用を促進するため、医療、教育等の公共アプリケーションの導入を前提とする。 2015年を目途に、超高速ブロードバンドの利用可能率を100%とすることを目標とする。
事業主体	市町村又はその連携主体
担当部局	総合通信基盤局 高度通信網振興課
予算額	24 億円（平成 23 年度） <参考> 19 億円（平成 24 年度当初）
イメージ	ブロードバンドの普及促進・利用環境の整備 ■ 超高速ブロードバンド基盤の整備の推進 19億円 超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置き、その基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部支援等を実施。 超高速ブロードバンド基盤の整備推進 情報通信利用環境整備推進事業のイメージ
備考	

事業名	過疎地域等自立活性化推進交付金事業
事業概要	過疎市町村等が行う先進的で創造性の高いソフト事業を幅広く支援するための交付金を交付するもの。 具体的には、産業振興（スモールビジネス振興）、生活の安心、安全確保対策、集落の維持、活性化対策、移住、交流、若者の定住促進対策、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進等のソフト事業が対象。 ○1事業あたり、1,000万円を交付
事業主体	地方公共団体、（過疎市町村等）
担当部局	自治行政局 過疎対策室
予算額	3億円（平成23年度） ＜参考＞3億円（平成24年度）
事業イメージ	○ 事業イメージ図 <pre> graph TD A[事業提案書を提出（地方公共団体→総務省）] -- 申請 --> B[実践者等を構成員とした評価委員会が事業審査（目利き）し、その結果を参考に決定] B -- 交付 --> C[過疎地域における喫緊の諸課題に対応した取組] C -- 成果 --> D[過疎地域における諸課題の解決] C --> E[ヒアリング・アンケート等] C --> F[課題の把握・整理] C --> G[対応策の検討] C --> H[実証実験] C --> I[報告書] </pre> 事業提案書を提出（地方公共団体→総務省） 申請 実践者等を構成員とした評価委員会が事業審査（目利き）し、その結果を参考に決定 交付 過疎地域における喫緊の諸課題に対応した取組 ヒアリング・アンケート等 → 課題の把握・整理 → 対応策の検討 → 実証実験 → 報告書 成果 過疎地域における諸課題の解決
備考	平成24年度も当該事業は継続。

(ウ) 農林水産省の事業

平成23年度予算及び平成24年度当初予算に盛り込まれた施策のうち、本検討会の取組みと合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
事業概要	農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するための取組みについて総合的に支援する。 <活性化の事例> ①豊かな自然を活用した体験交流 ②地域資源を生かした体験交流 ③地域特産物の加工・出荷施設の整備 ④交流・Uターン促進 ↓ ☆高知県においては、農産品直販所への出荷体制を整備するシステムの構築が考えられる。
交付先	都道府県、市町村 交付率は、定額
担当部局	農林水産省農山漁村地域活性化支援室
イメージ	「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」活用事例及び効果イメージ 地域活性化に資する基礎づくり(生産基盤及び施設の整備等) 農産生産施設(ハウス) 特産品生産施設 生産基盤整備 林内道路整備 船舶修繕施設(滑走路)
備考	

(エ)財団法人地方自治情報センターの助成事業

財団法人地方自治情報センターが実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について、検討を行った。

南国市を代表とするグループ（南国市・香美市・香南市）が提案したが、不採択であった。

事業名	自治体クラウド・モデル団体支援事業
事業概要	自治体クラウドを促進するため、複数の市町村が共同システムを保有し、全体最適化をすすめる環境を整備できるように「自治体クラウド・モデル団体支援事業」を実施する。 自治体クラウド移行に係る具体的な課題の抽出と解決への取組を行う市町村をモデル団体として提案を公募。
事業主体	自治体クラウドの構築及び業務システムの共同化に取り組む市町村。 複数市町村でグループを形成し、代表となる市町村が提案。
助成金	1グループの上限を、4,500万円とし、3グループに助成。
助成期間	1年以内とし、助成金の交付決定があった年度に事業を完了するものとする。
備考	平成23年度は、次の3団体が採択されている。 ①北海道深川市・②岐阜県美濃加茂市・③熊本県錦町

(オ) 財団法人地域活性化センターの助成事業

財団法人地域活性化センターが実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	公共スポーツ施設等活性化助成事業
事業対象	市区町村が設置する公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として助成事業を行い、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。 システム整備事業：助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを新規に整備するもの、又は、抜本的見直しを行うもの。 ソフト事業：助成対象施設において実施される地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業、又は、健康増進に資するためのもの。
事業主体	市区町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
助成金	システム整備事業：600万円・ソフト事業：100万円 システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業については、600万円（そのうち、ソフト事業については100万円以内）
助成期間	1年以内とし、助成金の交付決定があった年度に事業を完了するものとする。
備考	【事業のポイント】 「システム整備事業」については、次のような事項について、創意工夫を凝らした管理運営を行うことにより、地域住民の利便性の向上、利用者数の増大、利用率の向上等に資するものを想定。 (1) 公共スポーツ施設の予約システム導入による利便性・利用率の向上 (2) 広域的な施設間のネットワーク化・施設情報の提供等による利用率の向上 (3) 利用料支払方法の簡便化（券売機、交通系 IC カード等）による利便性の向上 (4) 入館管理システム導入による施設利用ポイント制度を活用した利用者の向上 【助成の対象外となる施設】 スポーツレクリエーション事業を主目的としない公民館・文化会館

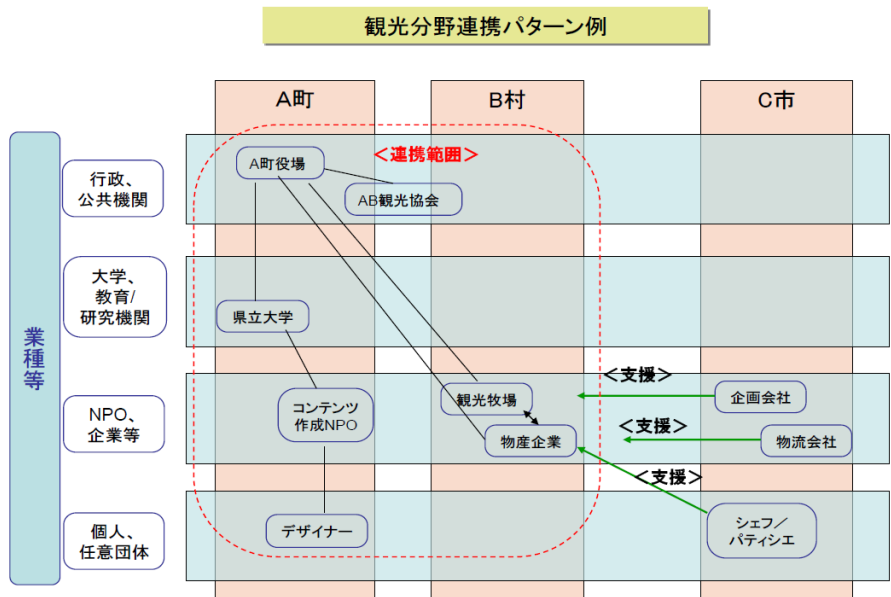
(カ) 独立行政法人情報通信研究機構

独立行政法人情報通信研究機構が実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービス充実研究開発助成金
事業概要	高齢者・障害者向け通信・放送サービスの充実を図ることを目的として、高齢者・障害者の利便に資する研究開発を行う民間企業等に対して、その研究開発に必要な資金の一部を助成する。 助成対象事業が、①新規性 ②波及性 ③有益性の要件を満たすことが必要。
事業主体	民間企業
担当部局	独立行政法人情報通信研究機構
予算額	1 研究開発 3,000 万円が上限（助成対象経費の額の2分の1）
備考	＜平成22年度採択事例＞ ①高齢者・障害者へのサービスレベル向上のための訪問介護システムの研究開発 ②スマートフォンを活用した障害者支援 ICT 技術の研究開発など8件

(キ) 財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）

財団法人地域総合整備財団が実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	e—地域連携推進事業
事業概要	地域再生のためには、交流人口の増加が有意義とされているが、今後はさらに、市町村の連携のみならず、地域団体、大学、民間企業、観光協会等を含めた「広域連携+公民連携」による情報発信が求められている。 当該事業は、連携組織の設置運営、共通テーマの設定にかかる協議、情報発信に際して、必要となるコンテンツの整備等について支援。 <助成対象経費> (1) コンテンツ整備・ICT環境整備等に要する経費 (2) 協議会設立・運営等の調整・支援に要する経費等
事業主体	市町村
担当部局	財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）
予算額	1件あたり助成上限額800万円以内（助成対象経費の3分2以内）
イメージ	<e—地域連携推進事業の連携パターン> 
備考	

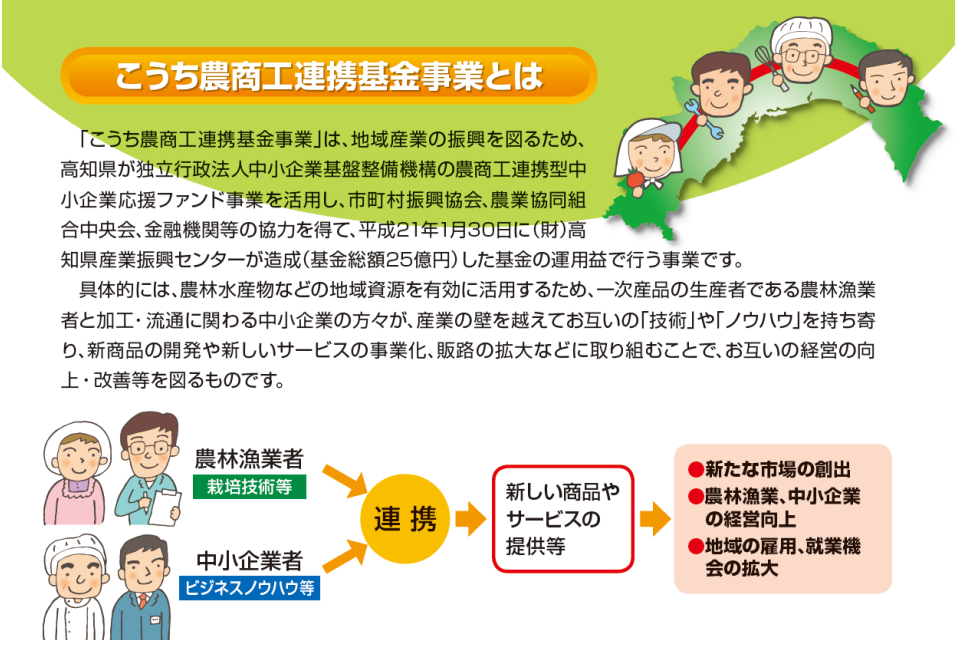
(ク) 高知県

高知県が実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	地域支え合い体制づくり事業（高知県高齢者福祉課）
事業概要	自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者と協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりに対する助成。 ＜該当可能な事業＞ ・ 地域における要援護高齢者等に関する情報の整備（要援護者マップ）と活用 ・ 徘徊・見守り SOS ネットワークの構築
事業主体	市町村
担当部局	高知県地域福祉部高齢者福祉課
予算額	1事業 500万円以内
イメージ	＜地域支え合い体制づくり事業＞ 自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働（新しい公共）により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成を行う。 【事業内容（例）】 1 地域の支え合い活動の立ち上げ支援 （1）新規事業の立ち上げ支援 ・ NPO等が実施する地域における高齢者等への支援を目的とする取組み等、先駆的・パイロット的事業の立ち上げ支援 ・ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援 （2）連携体制の構築 ・ 地域における要援護高齢者等に関する情報の整備（要援護者マップ）及び活用 ・ 徘徊・見守り SOS ネットワークの構築（警察などの公的機関、交通関係機関や生活に身近な事業者等が参加するネットワーク構築のための推進会議の設置、幅広く市民を対象とした徘徊・見守り協力員の育成）等 【主な対象経費】委員会経費、調査研究経費、事業の立ち上げに係る経費（賃金、備品費等）等 2 地域活動の拠点整備 ・ 世代間交流の場や高齢者の生きがい活動拠点の整備 ・ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワークや家族介護者支援の拠点の整備 ・ 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備 等 【主な対象経費】委員会経費、拠点整備のための改修に係る経費（改修費、備品費等）等 3 人材育成 ・ 見守り活動チーム等の育成 ・ 介護福祉士等の有資格者のうち、一定期間離職した者（潜在的ホームヘルパー）に対する研修 等 【主な対象経費】委員会経費、研修開催経費（謝金、旅費、借上費等）等 ＜参考＞事業実施までの流れ
備考	

(ケ) 財団法人高知県産業振興センター

財団法人高知県産業振興センターのうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業について検討を行った。

事業名	こうち農商工連携基金事業
事業概要	高知県内の農林漁業者等と中小企業者が連携して行う新商品やサービスの開発・人材育成の取組を支援する事業。 具体的には、農林水産物などの地域資源を有効に活用するため、一次製品の生産者である農林漁業者と加工・流通に関わる中小企業の方々が、産業の壁を越えてお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新商品の開発や新しいサービスの事業化、販路の拡大などに取組むことで、お互いの経営の向上・改善等を図る。
事業主体	市町村
担当部局	財団法人高知県産業振興センター
予算額	1事業 500万円以内
	 こうち農商工連携基金事業とは 「こうち農商工連携基金事業」は、地域産業の振興を図るため、高知県が独立行政法人中小企業基盤整備機構の農商工連携型中小企業応援ファンド事業を活用し、市町村振興協会、農業協同組合中央会、金融機関等の協力を得て、平成21年1月30日に(財)高知県産業振興センターが造成(基金総額25億円)した基金の運用益で行う事業です。 具体的には、農林水産物などの地域資源を有効に活用するため、一次製品の生産者である農林漁業者と加工・流通に関わる中小企業の方々が、産業の壁を越えてお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新商品の開発や新しいサービスの事業化、販路の拡大などに取組むことで、お互いの経営の向上・改善等を図るものです。 農林漁業者 栽培技術等 中小企業者 ビジネスノウハウ等 連 携 新しい商品やサービスの提供等 ●新たな市場の創出 ●農林漁業、中小企業の経営向上 ●地域の雇用、就業機会の拡大
備考	

(2) 県内フィールド情報の調査

地域の課題等の情報を収集し、本検討会からの事業提案を検討するため、県（地域づくり支援課）が行う集落調査に高知工科大生とともに同行訪問した。

そして、集落調査に同行した高知工科大学学生2人から、ICTを活用した地域の課題の解決手法について、第3回地域情報化事業導入検討会にて提案してもらった。

また、平成25年度の国（総務省）の予算編成に向けて、四国総合通信局から、地域におけるICT利活用に関する企画提案やアイデア等の募集あり、提案を行った。

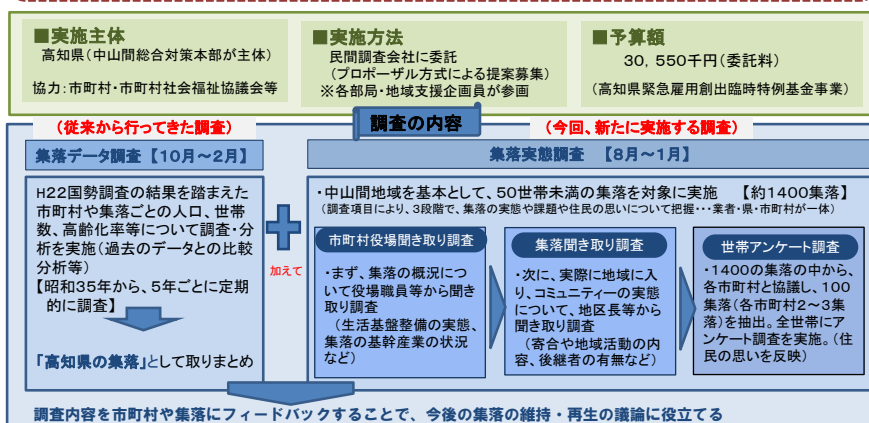
なお、市町村や関係団体に対し、本検討会の活動（支援）内容について周知・広報するとともに、検討会会員に対し、国等の事業の公募に合わせてメール等で情報提供も行った。

(ア) 集落調査

平成23年度 集落調査の概要について

—地域づくり支援課—

少子高齢化や過疎化が著しく進行する中山間地域の実態調査を行うことで、生活、交通、福祉、産業、防災などの課題や住民の思いなど、集落の実情を的確に捉え、全庁がー丸となって本県の中山間対策を推進する。
【H22国勢調査速報値では、前回調査に比べて、市部平均 2.9%に対して、郡部平均は、8.1%の人口減少】



集落調査の分析・取りまとめ【1月～3月】（8～9月調査時点での課題等の把握【9月末】）

◆県、市町村の政策や施策に反映

・県の中山間総合対策強化、過疎市町村の過疎債ソフト対策事業の活用など

◆国等への政策提言

・各分野ごとの中山間地域の現状を踏まえ、制度改正や支援措置について提言

(イ) 高知工科大生による地域の課題・ニーズに対する提案について

- ・高知県の山間部の集落では、高齢化が進み、地域活動が沈静化し後継者が不足してきている。

そこで、地域外から I ターンで移住する新しい人材を受け入れていくことが必要と思われる。

- ・地域活動を活性化させていくには、集落で行える新規事業が必要である。
集落同志が協力することで、「カーボンオフセット事業」が可能な環境がある。
- ・高齢者が介護保険で定める介護状態になれば、医療費や介護の経費が必要となってくるので、要介護状態となることを防ぐような介護予防の取組が必要である。

そこで、自宅や集会所で可能な①予防運動②食事の写真を共有サイトに投稿することによる栄養バランス診断③Webカメラやセンサーによる異常検知システムが効果的と思われる。

(ウ) 「地域における ICT 利活用に関する企画提案やアイデア等の募集」への提案

- (1) 超高速ブロードバンド整備の拡充
- (2) 災害時用援護者台帳のシステム化
- (3) 教育クラウドを活用した幼・小・中学校グループウェアの整備

（３）公募事業の採択状況

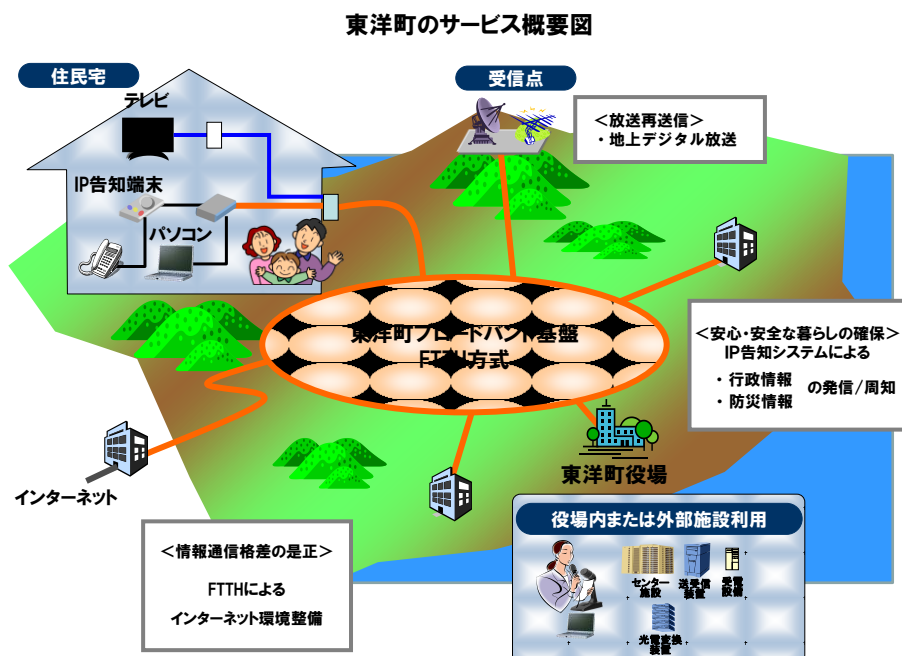
平成 23 度に本検討会会員が提案書の作成支援を行い、今年度採択された事業の概要は、以下のとおりであった。

（ア）「光の道」整備推進事業（情報通信利用環境整備推進交付金）

（総務省）

事業名	東洋町情報通信基盤整備事業
事業主体	高知県東洋町
事業概要	高知県東洋町内の全域世帯を対象に、光ファイバーを引き込む F T T H によるブロードバンド環境を構築し、 I P 告知システムの導入を行う。 本整備事業により、住民に対する行政情報の提供及び緊急情報の提供が可能となる。また、告知端末を設置した住民宅間では、通話料無料の域内電話が可能となる。 これらの総合的な情報サービスによって、安心、安全な暮らしを提供するインフラ整備を行い、当町の定住化の促進、 U I J ターンを図ることが可能となる。
採択状況	交付金： 2 3 9 , 1 7 7 千円

【事業イメージ図】

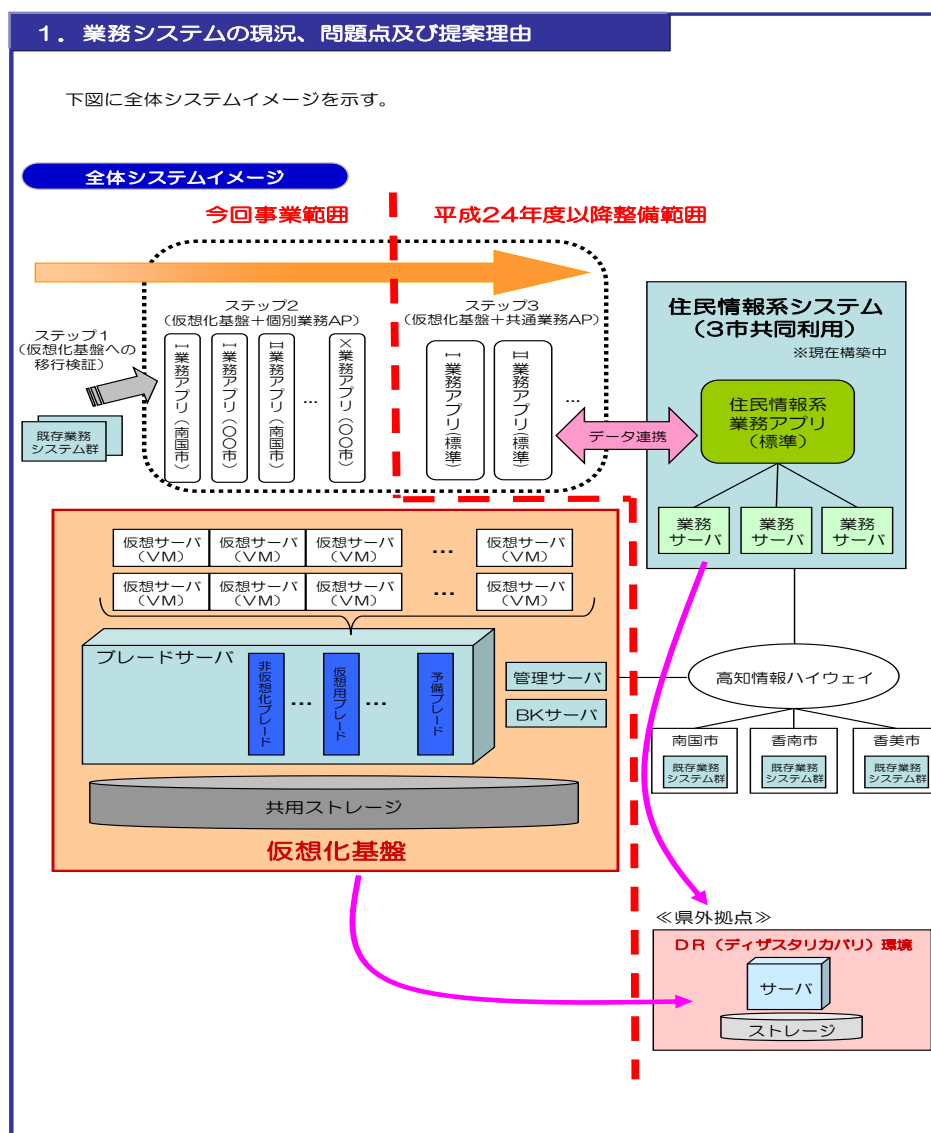


(イ) 自治体クラウド・モデル団体支援事業

(財団法人地方自治情報センター)

事業名	自治体クラウド・モデル団体支援事業
事業主体	高知県南国市・香南市・香美市
事業概要	南国市・香南市・香美市の共同利用型住民情報系システムを軸に、他の業務について、ASP/SaaS等のサービスを組み合わせたクラウド化を検討するうえで、サーバの仮想環境の構築と、県域を超えたバックアップ体制をとることを提案。
採択状況	不採択

【事業イメージ図】



第3章 今後の取組みについて

1 本年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について

本検討会では、平成18年度の立ち上げ以降、全額国費等のICT利活用事業を、市町村などが導入することを支援してきた。しかしながら、事業仕分けや、東日本大震災の復興対策などの影響もあり、これまで活用してきた国等の事業も廃止されることとなったため、今までと同様の事業展開を続けることが困難となっている状況である。

そのため、今後は、国等の事業の導入に加え、県の政策とも連携した事業の提案など、本県が抱える様々な課題の解決に向けた新たな取組みの検討を行っていくことが必要であると考えられる。

2 来年度の活動に向けた取組み方針について

高知県では、本年度実施した集落調査の結果を受けて、来年度は、県内に11カ所の集落活動センターを整備し、見守り支援や移動手段の確保に向けた取組みが展開される予定であることから、本検討会では、こうした事業の推進に有効かつ効果的なICTを利活用した事業提案を、国の事業の情報収集も行いながら検討していくこととする。

また、平成24年1月に設立された「四国ICT推進連絡会」は、四国の情報通信関係機関17団体がICTの利活用や情報通信政策についての情報を交換する連絡会であり、「地域情報化事業導入検討会」も当連絡会の会員となったことから、今後は、当該連絡会とも連携し、先進的なICTの利活用策の検討や情報収集を行っていくこととする。

付属資料

1 活動経過

第1回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成23年6月3日（金）15:00～17:00
- ・ 場 所：高知共済会館3F 藤の間
- ・ 出席者：高知工科大学 株式会社インフォマティクス 有限会社With
株式会社STNet 関西ブロードバンド株式会社
カシオ計算機株式会社 株式会社高知電子計算センター
高知ケーブルテレビ株式会社 四国情報管理センター株式会社
西日本電信電話株式会社高知支店 日本電気株式会社高知支店 高知県
- ・ 議 事
 - 1 平成23年度規約（案）について
 - 2 役員選任
 - 3 検討会のこれまでの取組みと成果
 - 4 国等の事業の概要
 - （1）独立行政法人情報通信研究機構
 - （2）財団法人高知県産業振興センター
 - 5 今後の活動方針及び役割分担 スケジュール
 - 6 その他

第2回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成23年10月6日（木）15:00～17:00
- ・ 場 所：高知会館 3F 平安の間
- ・ 出席者：高知工科大学、有限会社With 株式会社STNet
関西ブロードバンド株式会社、カシオ計算機株式会社
株式会社高知電子計算センター
高知ケーブルテレビ株式会社、四国情報管理センター株式会社
西日本電信電話株式会社高知支店 総務省四国総合通信局、高知県
- ・ 議 事
 - 1 第1回地域情報化事業導入検討会の議事録の確認
 - 2 地域情報化事業導入検討会のこれまでの取組みについて
 - 3 平成24年度の省庁・概算要求について
 - 4 地域情報化政策について
 - 5 その他

第3回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成 24 年 1 月 24 日（火）15:00～17:00
- ・ 場 所：高知会館 3F 平安の間
- ・ 出席者：高知工科大学、有限会社With 株式会社インフォマティクス
株式会社STNet カシオ計算機株式会社
株式会社高知電子計算センター
高知ケーブルテレビ株式会社、四国情報管理センター株式会社
西日本電信電話株式会社高知支店、富士通株式会社、高知県

・議 事

- 1 第2回地域情報化事業導入検討会の議事録の確認
- 2 地域情報化事業導入検討会のこれまでの取組みについて
- 3 平成24年度の国と県の予算について
- 4 平成24年度の県の情報システムの調達について
- 5 地域における ICT 利活用に関する企画提案やアイデア等について
- 6 高知工科大生 一集落調査に参加して思うこと
- 7 地域情報化事業導入検討会の今後の活動について

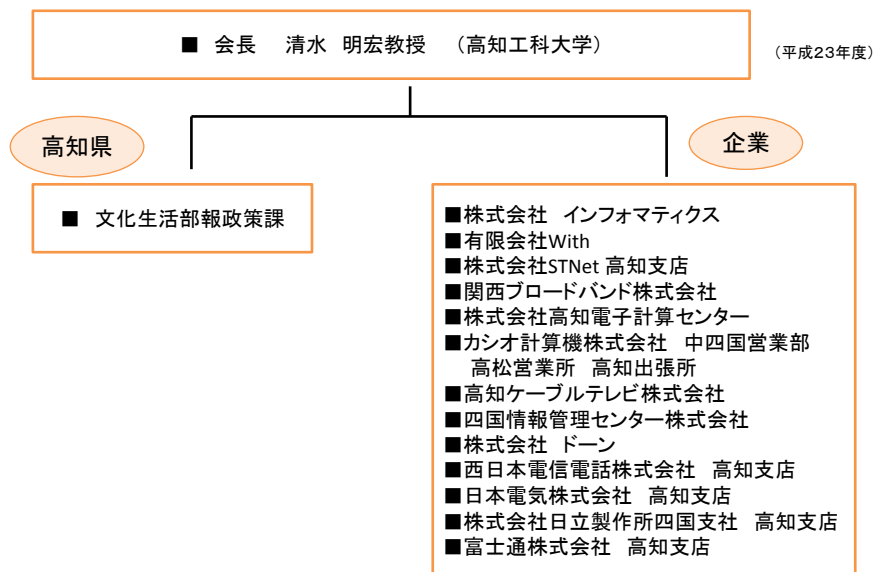
第4回地域情報化事業導入検討会（メール会議）

- ・ 日 時：平成 24 年 3 月 16 日（金）

・議 事

- 1 第3回地域情報化事業導入検討会 議事録の確認
- 2 平成23年度「地域情報化事業導入検討会」活動成果報告書について

2 体制図



3 地域情報化事業導入検討会規約

(名称)

第1条 本会は、地域情報化事業導入検討会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域が抱える課題解決につながる情報システム基盤の導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、第2条に定める目的を達成するための情報収集、関係者間の調整及び協議検討等を行う。

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、積極的に事業に取り組む意識を有する行政機関、企業、個人等を会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 役員の任期は、本会が解散されるまでの期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は高知県文化生活部情報政策課に置く。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長が招集する。

2 会議には必要に応じ、助言者の出席を求めることができる。

(設置期間等)

第9条 本会の設置期間は、平成24年3月31日までとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会員の協議により決定する。

附則

この規約は、平成23年6月3日より施行する。